

平成 28 年度第 1 回建築審査会議事録

- ・と き 平成 28 年 5 月 25 日（水）
午後 3 時 00 分～午後 4 時 00 分
- ・と ころ 門真市保健福祉センター 3 階 多目的ルーム

会議の次第

1. 開会
2. 議案
 - ・議案第 1 号（建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可）
3. 閉会

出席者

(委員)

会 長 下村 泰彦
委 員 加瀬 哲男
委 員 榊 愛
委 員 森本 芳樹

(特定行政庁)

まちづくり部長 中道 寿一
まちづくり部次長 良 義浩
建築指導課長 高岡 華織
建築指導課課長補佐 長谷川 篤
建築指導課主任 岡澤 一登

(事務局)

建築指導課課長補佐 宮崎 一
建築指導課係員 三宅 祐加

事務局

お待たせいたしました。本日は、お忙しい中、平成 28 年度第 1 回門真市建築審査会に、ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

始めに、本日の会議資料のご確認をお願いいたします。

過不足等ございませんでしょうか？

それでは、本日の議事でございますが、議案第 3 号「建築基準法第 43 条第 1 項ただし書き許可」でございます。

なお、閉会後に事務局より報告事項がございますのでよろしくお願いたします。

会議に先立ちまして、傍聴の有無についてでございますが、本日は傍聴の申込がございませんでした。それでは、以降の議事進行につきまして、下村会長よりお願いいたします。

会長

それでは只今から、開会とさせていただきます。

まず始めに、本審査会の成立状況でございますが、委員7名中、4名のご出席ですので、本審査会は、有効に成立しております。

次に、本日の会議録の署名人につきましては、加瀬委員と榊委員にお願い致します。

それでは、議案第1号「法第43条第1項ただし書き許可」につきまして、特定行政庁より、説明をお願いします。

～ 特 定 行 政 庁 説 明 ～

会長

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願い致します。

会長

当案件の西側の残地については、生産緑地に指定されていますか。また、今後の土地利用の予定はありますか。

特定行政庁

生産緑地には指定されておりません。また、土地利用については今のところ計画は無いと伺っておりますが、万が一、直近で土地利用の計画が成されることがあれば、当案件との一体開発となる為、許可することは難しいことを伝えております。

委員

当案件の南側は現在使用されている水路ですか。また、管理はどこがされておられますか。

特定行政庁

おそらく農業用の水路だと思われます。門真市の水路については、まちづくり部土木課が管理しております。

会長

南側水路の境界に沿ってフェンスを設置されるのですか。

特定行政庁

申請者が安全面を考慮し、境界から少し控えた位置にフェンスを設置する計画となっております。

会長

調査意見の文章についてですが、①から④の文末は「基準を満たす。」ではなく、「支障はない。」という書き方でよろしかったでしょうか。

特定行政庁

法文に合わせて「支障はない。」という書き方にしております。

会長

調査意見②の安全上についてですが、②の項目内に当案件から消火栓までの距離は記載しなくても良いですか。また、当案件から消火栓までは、少し距離があるように思いますが、消火栓までの距離の規定等はありませんでしたか。

特定行政庁

距離については、ホースを繋ぐことができるため問題ありません。また、案件毎に消防に確認し、同意を得ております。

会長

当案件の配置についてですが、バルコニーがわざわざ西向きに配置されているのですが、何か意図があるのですか。

特定行政庁

長屋については、敷地内に3mの通路を設けなければならない規定があることから、通路に面して設けるのが有効な計画だと思われま。

会長

他にご意見ございますか。

他にご意見、ご質問等が無いようですので、おはかり致します。

ただいまの議案第1号について同意することよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

会長

異議なしということで、議案第1号について同意することといたします。
以上で本日の議題は終了しましたが、他に何かございませんか。
それではこれもちまして、第1回門真市建築審査会を閉会致します。

会長_____

委員_____

委員_____